

仙台市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。
令和八年二月二十五日

仙台市教育委員会
教育長 天野 元

仙台市教育委員会規則第一号

仙台市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

仙台市図書館条例施行規則（昭和四十六年仙台市教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

現 行		改正後	
<p>(開館時間)</p> <p>第三条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、仙台市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p>		<p>(開館時間)</p> <p>第三条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、仙台市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p>	
区分	開館時間	区分	開館時間
仙台市民図書館	午前九時三十分から午後八時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあっては、午前九時三十分から午後六時まで)	仙台市民図書館	午前九時三十分から午後八時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあっては、午前九時三十分から午後六時まで)
仙台市榴岡図書館	午前九時三十分から午後七時まで(土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前九時三十分から午後六時まで)	仙台市榴岡図書館	午前九時三十分から午後七時まで(土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前九時三十分から午後六時まで)
仙台市広瀬図書館		仙台市宮城野図書館	
仙台市若林図書館		仙台市広瀬図書館	
仙台市泉図書館	午前九時三十分から午後七時まで(土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前九時三十分から午後五時まで)	仙台市若林図書館	
仙台市宮城野図書館		仙台市泉図書館	午前九時三十分から午後七時まで(土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前九時三十分から午後五時まで)
仙台市太白図書館		仙台市太白図書館	
[2 略]		[2 略]	

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(教育局市民図書館)